

騒音規制法の特定施設（施行令第 1 条、別表第 1）

特定施設名		対象規模・能力
1	金属加工機械	
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン	ロール式で、原動機の定格出力が 3.75kw 以上
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上（30t 以上）
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75kw 以上
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ プラスト	タンブラスト以外で、密閉式を除く
	ヌ タンブラー	
	ル 切断機	といしを用いるもの
2	空気圧縮機及び送風機	
3	土石用又は鉱物用の 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上
4	織機	原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	
	イ コンクリートプラント	気ほうプラントを除く 混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上
6	穀物用製粉機	ロール式で、原動機の定格出力が 7.5kw 以上
7	木材加工機械	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25kw 以上
	ハ 碎木機	
	ニ 帯のこ盤	製材用は原動機の定格出力が 15kw 以上 木工用は原動機の定格出力が 2.25kw 以上
	ホ 丸のこ盤	木工用は原動機の定格出力が 2.25kw 以上
ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25kw 以上	
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機	ジョルト式のもの